○○自主防災会防災活動計画書

１　目的

この計画は、○○自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって風水害・地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）情報の収集、伝達に関すること。

（５）出火防止、初期消火に関すること。

（６）救出・救護に関すること。

（７）浸水防止に関すること。

（８）避難誘導に関すること。

（９）地域避難施設の開設運営に関すること。

（10）給食、給水に関すること。

（11）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

３　防災組織の編成及び任務分担

　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。

会長（隊長）

　《町内会長など》

副会長（副隊長）

　《副町内会長など》

各班長

情報班（情報の収集・伝達）

消防班（出火防止、消火器等による消火活動、浸水防止）

避難誘導班（住民の避難誘導活動）

救出救護班（負傷者の救出・救護活動）

給食給水班（水、食料の配分、給食・給水活動）

地域避難施設班（開設、運営）

４　防災知識の普及

　地域住民の防災意識を高揚するため、次の防災知識の普及を行う。

（１）普及事項は、次のとおりとする。

　　ア　防災組織及び防災計画に関すること。

　　イ　風水害、地震、火災等についての知識に関すること。

　　ウ　各家庭における防災上の留意事項に関すること。

（２）普及方法は、次のとおりとする。

　　ア　パンフレット、チラシ等の配布

　　イ　コミュニティ情報誌等への記事掲載

　　ウ　講習会、研修会等の開催

（３）実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

５　防災訓練

　大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

（１）訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。

（２）個別訓練の種類は、次のとおりとする。

　　ア　情報の収集・伝達訓練

　　イ　消火訓練

　　ウ　浸水防止訓練

　　エ　避難訓練

　　オ　救出・救護訓練

　　カ　地域避難施設の開設運営訓練

（３）総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

（４）訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（５）訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

ア　訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の　日に実施する。

イ　訓練は、総合訓練にあっては年○回以上、個別訓練等にあっては随時　実施する。

６　情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

（１）情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

（２）情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、伝令等による。

７　避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

（１）避難誘導の指示

市長の高齢者等避難、避難指示が発令されたとき又は自主防災会会長が必要であると認めたとき、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

（２）避難誘導

避難誘導班員は、自主防災会会長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難場所等に誘導する。

（３）地域避難施設の開設運営

災害時（おそれを含む）における避難所開設・運営については、中津川市の要請を待たず、自主的に行う。

　　また、次の場合に○○町集会所を地域住民の避難所として開設する。開設運営に当たっては、避難所開設・運営マニュアルとして別に定める。

イ　市から避難情報が発令される前に地域住民から避難する希望があった

場合

ロ　市から高齢者等避難、避難指示が発令された場合

ハ　震度５強以上の地震が発生した場合

ニ　地域内に災害が発生した場合

（4）避難計画書

　　別紙１「避難計画書」のとおり

８　出火防止、初期消火及び浸水防止

（１）出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア　火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ　消火器等消火資機材の整備状況

ウ　その他建物等の危険箇所の状況

（２）初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、各家庭においては、消火器、水バケツ等を配備する。

（３）浸水防止

大雨の際には、堤防の決壊以外にも、ありとあらゆる場所から水があふれ、水の流れやすい場所をとおってその延長線上の土地や建物への浸水被害をもたらす。用水取水口の閉鎖体制を整えるとともに、土嚢作成訓練をはじめとした止水方法や資材の事前準備、共同止水体制の確立などの事前準備を行う。

また、日頃より、各家庭において、水のつまりや障害物がないかどうか、水路や側溝の定期点検を行い、掃除・整備を行う。地域においても毎年〇月の第３日曜日に清掃活動を行う。

９　救出・救護

（１）救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

（２）医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、最寄りの医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

（３）防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10　給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

（１）給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

（２）給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11　避難行動要支援者対策

（１）避難行動要支援者名簿の管理・情報共有

災害時に避難行動要支援者を支援するため、市から提供された避難行動要支援者名簿を管理するとともに、地域内で情報共有する。

（２）避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

12　防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

（１）配備計画

　　別紙２「防災資機材等配備計画」のとおり

（２）定期点検

毎月７日を全資機材の点検日とする。

別紙１

避難計画書

（１）計画策定自主防災組織の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自主防災組織名称 | 構成世帯数 | 構成人数 | 備考  （避難所への経路等） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（２）避難所の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難所の名称 | 面積（㎡） | 収容人数 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（３）避難者リスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 性別 | 住所 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別紙２

防災資機材等配備計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 品名 | 保管場所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |